

# 佐賀市立中学校に係る部活動の方針

平成30年11月  
佐賀市教育委員会

## はじめに

佐賀市ではこれまで、部活動が子どもたちの人格形成をめざす学校教育活動として生きた活動となり、その活動が、学校の経営方針に基づいて行われるようになるべく、佐賀市中学校部活動あり方検討委員会を開催し、部活動のあり方について検討を重ね、「中学校部活動のあり方について（提言）」という形でまとめてきた。

また、平成 29 年に告示された中学校学習指導要領においては、部活動について、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる中学校部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することが必要である」と示されている。

そこで、平成 30 年 3 月にスポーツ庁より通知された、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成 30 年 12 月に文化庁より通知された「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び、平成 30 年 8 月に佐賀県教育委員会より通知された、佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」、令和元年 10 月に通知された佐賀県「文化部活動の在り方に関する方針」沿って、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、部活動が多様な形で最適に実施されるよう、「佐賀市立中学校に係る部活動の方針」を策定する。

「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号文部科学事務次官通知）、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について」（平成 30 年 3 月 19 日付け 29 ス庁第 649 号スポーツ庁次長・文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長通知）、「第 3 日曜日の「県下一斉部活動休養日」の設定について」（平成 29 年 10 月 2 日付け教委保第 1112 号佐賀県教育委員会教育長通知）、「佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」の策定について」（平成 30 年 8 月 28 日付教委保第 1070 号佐賀県教育委員会教育長通知）

## 1 適切な運営のための体制整備

### （1）部活動の方針策定等

ア 校長は、本基本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、各部活動の「年間の活動計画」とともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。

イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。

ウ 部活動顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

### （2）指導・運営に係る体制の構築

ア 佐賀市教育委員会（以下「市教育委員会」という）及び校長は、各学校の部活動数について、生徒及び教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌を考慮し、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。

ウ 校長は、設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、部活動指導員を活用するなど、複数の顧問を配置するよう努める。

エ 市教育委員会は、指導内容の充実や生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう必要に応じて部活動指導員を活用するよう努める。

オ 校長は、部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。

カ 市教育委員会及び校長は、部活動指導員が学校教育について理解し、適切な指導を行えるよう、佐賀県教育委員会が実施する研修を受講させるなど、研修の機会を設ける。

キ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教員の負担が過度とにならないよう、適宜、指導・是正を行う。

## 2 合理的で効果的な活動の推進

(1) 部活動顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒が自ら考え、計画していく「ボトムアップ理論」に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう部活動に主体的に取り組む力を育成する。

(2) 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、スポーツ庁、文化庁及び県が作成したガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。なお、夏季の部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対策を講じるとともに、気象庁の高温注意情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等に応じて、活動時間の変更、または、中止等も視野に入れて柔軟に対応すること。

市教育委員会は、学校の取組が徹底されるよう、必要な支援・指導及び是正を行う。

(3) 部活動顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じて適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動とする。

(4) 市教育委員会及び校長は、部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。

### 3 適切な休養日等の設定

#### (1) 休養日

市教育委員会は、成長期にある生徒が、部活動、学習、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、部活動の休養日及び活動時間等について以下の基準を設定するとともに、各学校に対し、適宜、支援及び指導を行い、逸脱する場合は是正を行う。

ア 学期中の休養日（週当たり2日以上）

- ① 平日：少なくとも1日を休養日とする。
- ② 週休日：土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。
- ③ その他：大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振替える。

イ 長期休業等の休養日

- ① 学期中に準じた扱いを行う。（週当たり2日以上）
- ② ただし、長期休業の趣旨に鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、生徒にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休養期間を設ける。

ウ 佐賀市立中学校共通の休養日

- ① 毎月第3日曜日の「県下一斉部活動休養日」（ア、イに充てることができる。）
- ② 市教育委員会が定める夏期休業中の「学校閉庁日」8/13, 14, 15  
(ア、イに充てることができる。)

エ その他

- ① 中学校ごとに、定期試験前、学校行事後、年末年始等について、学校全体としての休養日を設定すること。（ア、イに充てることができる。）

#### (2) 活動時間

ア 平日：長くとも2時間程度

イ 休業日：長くとも3時間程度（学期中の土日、長期休業中含む）

#### (3) 下校時刻

ア 活動時間に合わせ下校時刻を設定する。

下校時刻の設定に当たっては、日没時間を基準に生徒が安全に帰宅できる時間となるよう考慮すること。

#### (4) その他

ア 部として目標とする重要な大会・コンクール等の直前の時期には、当該大会等を含む4週間の期間で、休養日を合計8日以上確保することを前提に、直前の時期の週当たりの休養日を1日とすることができる。

イ 季節による日没時刻の変化等を踏まえ、週単位で活動時間を割り振ることができるものとする。（週当たり長くとも11時間）

ウ 前記休養日等の設定について、校長による判断が困難な場合は市教育委員会が適切な助言を行うこと。

注：「(4) その他 イ」について

日没時間が早くなる冬場は、平日の活動時間が2時間未満になってしまうことが考えられるため、冬場の活動時間確保のため、以下のような対応をとることができることとする。

※ 週当たり長くとも11時間を前提として

① 平日に活動時間が短くなった分を、土日に振り分けることができる。

但し、土日は「長くとも3時間程度」、「週休2日」を守ること。

例)

月	火	水	木	金	土	日
休	40m	60m	休	40m	3h	3h

② 土日の「長くとも3時間程度」を、土曜日か日曜日にまとめて活動することができる。

但し、6時間を超えないようにし、必ず土日のどちらかを休養日にして「週休2日」を守ること。

例)

月	火	水	木	金	土	日
40m	休	60m	40m	40m	6h	休

#### 4 生徒のニーズ等を踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズ等を踏まえた部の設置等

市教育委員会及び校長は、単一の学校では競技等として成立する人数に満たない場合には、複数校で編成する合同チームの設置等を検討するなど、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置等に努める。

(2) 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ・文化環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

#### 5 大会参加の見直し

校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。

(1) 土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会・コンクール等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。

(2) 佐賀市立中学校においては、県大会規模の大会については年4回程度の参加を目安とする。